

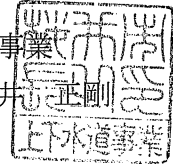
桜井市上下水道部 上水道課 公告 第2号

入札公告

委託業務の請負について、次のとおり事後審査型条件付き一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。なお、この委託業務に係る競争入札は、予定価格を事前に公表します。

令和6年4月15日

桜井市上下水道事業
桜井市長 松井 正剛



1 競争入札に付する事項等

- | | |
|----------|---|
| ① 委託名 | 上水汚泥収集運搬業務委託（単価契約） |
| ② 委託場所 | 桜井市外山地内 |
| ③ 委託番号 | 水施委3号 |
| ④ 委託概要 | 桜井市外山浄水場（桜井市外山51番地）で上水汚泥（脱水汚泥）を収集し、大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地（堺市西区築港新町4丁4番）まで運搬し排出する。 |
| ⑤ 委託期間 | 令和6年6月1日から令和7年3月31日まで |
| ⑥ 予定価格 | 金8,500円（消費税抜き）〔1tあたり単価〕 |
| ⑦ 入札保証金 | 免除 |
| ⑧ 契約保証金 | 免除 |
| ⑨ 入札方法 | 郵便入札 |
| ⑩ 入札回数 | 1回 |
| ⑪ 前払金 | 無 |
| ⑫ 期間内搬出量 | 約80t（1回あたり約8t余りを搬出予定） |

2 競争入札に参加する者に必要な資格（下記条件をすべて満たす者）

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 桜井市契約規則（昭和44年桜井市規則第3号）第2条の2の規定に該当しないこと。
- ③ 令和6年度桜井市物品購入・業務委託及び小規模修繕（建物）入札参加資格者名簿〔委託業務（Q09 廃棄物収集・運搬）〕に登録されており、その住所が奈良県内である者。
- ④ 競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、桜井市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て〔同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む〕

む。] をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生
手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを
なされなかった者とみなす。

- ⑥ 平成 12 年 3 月 31 以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の
和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない
者であること。
- ⑦ 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続開始の申立てをしていない者又は、
申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者
であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかつ
た者又は、申立てがされなかったものとみなす。
- ⑧ 本業務の委託を他人に委託してはならない。また第三者に譲渡し、継承させてはならない。
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく産業廃棄物収集運搬
業（汚泥）の許可〔奈良県知事と大阪府知事または堺市長の許可〕を有する者。
- ⑩ 契約締結の条件として、公告日において納期限が到来している桜井市上下水道部の上下水道
料金および桜井市税を開札日の前日までに完納している者（市内業者関係）。

3 参加申請方法

この委託業務の入札に参加しようとする者は、入札参加申請書（別紙様式 1）を桜井市上下水
道事業 桜井市長宛に提出しなければなりません。

- ① 入札参加申請書配付期間 令和 6 年 4 月 15 日（月）から令和 6 年 4 月 19 日（金）まで

- ② 配付方法

当市ホームページより申請書の PDF ファイルをダウンロードしてください。

（ホーム>事業者向け>入札契約など>入札情報 その他入札）

URL (<http://www.city.sakurai.lg.jp/gyosya/ninews/ninews/sonota/index.html>)

※通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、上下水道部管理棟 上水道課 浄水施設
係窓口で配付します。（土曜日・日曜日は除く）

- ③ 提出方法 持参のみ
- ④ 提出期間 入札参加申請書配付期間と同じ。
受付時間 午前 9 時から午後 4 時まで
- ⑤ 提出先 〒633-0007
桜井市大字外山 51 番地
桜井市上下水道部 管理棟 2F 上水道課浄水施設係

4 仕様書の配付

- ① 配付期間 入札参加申請書配付期間と同じ。
- ② 配付方法 申請書を提出された際に配付します。
- ③ 配付場所 桜井市大字外山 51 番地
桜井市上下水道部 管理棟 2F 上水道課浄水施設係

5 仕様書等に関する質問の受付および回答

① 受付の方法

質問書（別紙様式 2 仕様書と同時に配付）の用紙により、FAX で送付してください。
（質問が無い場合は、提出する必要はありません。）

② 受付期間等

- ・期 間 令和 6 年 4 月 22 日（月）
午前 9 時から午後 4 時まで受付
- ・送 付 先 桜井市上下水道部 上水道課
- ・FAX 番号 0744-46-0722

③ 質問の回答

質問があった場合は令和 6 年 4 月 24 日（水）午後 5 時までに今回の入札に参加する全業者
に回答書を基本的に FAX で送付します。

（FAX がない場合は、電話連絡しますので回答書を取りに来てください。）

6 入札書の提出

郵便入札の為、郵送のみの受付とします。

① 提出期間 令和 6 年 5 月 7 日（火）から令和 6 年 5 月 10 日（金）までに必着

② 提出先 〒633-0007

桜井市大字外山 51 番地

桜井市上下水道部 上水道課 上水道課長 宛

③ 提出方法

一般書留、簡易書留による郵送によるものとし、提出に要する費用は、入札参加資格者負担とします。入札書の郵送は、封筒に入れ、封函し、表側に「桜井市上下水道部 上水道課長宛」と記載したうえで、入札書在中（朱書き）の標記並びに桜井市上下水道事業 桜井市長 松井 正剛 宛、委託名、委託場所、委託番号、開札日を記載するとともに入札参加者名を記載・押印し、上記期間中の上下水道部開庁時間内に到着するようにしてください。（押印・封印忘れにご注意ください。）

封書の記載方法等詳細は、桜井市上下水道部のホームページに掲載している「郵便入札について（水道事業に係る入札）」を確認してください。

（ホーム>事業者向け>入札契約など>入札関係様式（水道事業関係）様式>入札関係様式（水道事業関係）>郵便入札について（水道事業に係る入札）

URL (http://www.city.sakurai.lg.jp/material/files/group/34/wt_post_gaiyou.pdf)

※入札書及び入札用封筒の宛名は『桜井市上下水道事業 桜井市長 松井 正剛』でお願いします。なお、入札参加資格者で入札を辞退される方は、上記 URL（入札書等様式）の中より入札辞退届（委託・郵便入札）（PDF）を作成し送付してください。

④ 留意事項

1. 入札書に記載する金額は、本業務 1 トンあたりの単価としてください。

2. 入札書に記載する金額は、消費税等を含まずに最少金額十円止めで記入してください。

7 開札について

- ① 日 時 令和 6 年 5 月 17 日 (金) 午前 10 時 00 分開札
- ② 場 所 桜井市上下水道部 本館 3 階会議室 (桜井市外山 51 番地)

8 開札の立会いについて

- ① 開札執行の際には、当該案件に係る入札者の中から立会人 (2 者) を選任し、開札立会通知書を送付します。
- ② 開札の立会いは、入札者または入札者から委任を受けた代理人が行うものとします。開札立会通知書をご持参ください。代理人が立会いするときは、開札立会の委任状が必要となります。委任状の様式は、仕様書配付時に同封の用紙または下記の URL よりダウンロードしてください。また、やむなく欠席される時は、開札日前日の正午までに連絡願います。

(ホーム>事業者向け>入札契約など>様式 入札関係様式 (水道事業関係)

>委任状 (委託 郵便入札)

URL (http://www.city.sakurai.lg.jp/material/files/group/34/bid_form3p_i.pdf)

- ③ 開札日時になっても規定数の立会人が参集しないときは、当該入札事務に関係ない職員が、立会うものとします。
- ④ 立会人は、当該開札後、公正かつ適正な入札であったことを確認したときは、開札確認書に署名・捺印するものとします。

9 落札候補者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。予定価格を超える場合は、失格となります。

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、立会人にくじを引かせて落札決定するものとします。当該者が立会人の場合はその者のくじは当該者がくじを引くものとします。

くじを引かない者がある場合は、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。

10 落札候補者の審査

入札結果にて落札候補第 1 順位者と認められた者については、事後審査書類の提出を受け、受注者として適格であるか否かの確認を行い、落札者としての決定を行います。ここで、受注者として適格でない場合は第 1 順位者の入札を無効とし、次順位の落札候補者について第 1 順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。落札者が決まるまで、順次次順位の落札候補者に事後審査書類の提出を求め、落札者が決まるまで確認を行います。なお、事後審査書類は、市から連絡を受けた日の翌営業日の午後 5 時まで提出していただきます。

事後審査提出書類

- 産業廃棄物収集運搬業許可証 (汚泥) [奈良県知事と大阪府知事または堺市長の許可]
の写し及び許可を受けた産業廃棄物運搬車両一覧

11 入札の無効等

- ① 公告に記載した競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、虚偽の申請を行った者がした入札は無効とします。
- ② 入札参加者が入札までに入札資格を満たさなくなるときは入札に参加できません。
- ③ 入札において事故が起きたとき又は、不正な行為があると認めるときは、入札を中止又は延期する場合があります。
- ④ 落札者が契約までに入札参加資格を満たさなくなった時は、契約の締結はできません。

12 その他

お問い合わせは、桜井市上下水道部 上水道課 浄水施設係

(土曜日・日曜日・祝日を除く、8:30～17:15 まで)

電話番号 0744-42-9211 (代表)

0744-46-0624 (直通)

FAX 番号 0744-46-0722

